

令和7年度 決算事業別概要書

1	項目名	因幡霊場内部改修事業
年度	令和7年度	
会計名	一般会計	
款	衛生費	
項	火葬場費	
目	因幡霊場管理費	
	(単位：千円)	
	当初予算額	219,338
	補正予算額	△ 50,645
	最終予算額	168,693
	本年度決算額	155,752
区分	金額	
国庫支出金	0	
県支出金	0	
地方債	129,900	
その他	0	
市町普通負担金	25,852	
計	155,752	
その他財源の内訳		
	0	
	0	
(参考)		
前年度決算額	13,724	
事業の概要	【問合せ先】 環境管理係 0857-26-0532 【事業の概要】 因幡霊場は、平成10年の供用開始から25年以上が経過し、施設が老朽化しているため、冷暖房設備等を更新するものである。また、併せて待合室及びトイレを洋式化し、利用者の利便性の向上を図る。 令和7年度は、喫茶・売店コーナー及び待合室(洋室)の改修、授乳室の新設等を行った。 <事業内訳> 建物改修：洋室(3室)の改修、和室(4室)→洋室、和式トイレ→洋式トイレ、女性従業員室・授乳室の新設など 設備更新：冷暖房設備、受水槽など 物品購入：テーブル(8台/室×4室)、椅子(32脚/室×4室) 【事業の成果】 令和6年度 内部改修実施設計業務等 [決算] 13,724千円 令和7年度 待合室用テーブル・椅子納入 [決算] 10,948千円 内部改修工事等 [決算] 144,804千円 (喫茶・売店コーナーの改修、待合室(洋室)の改修、授乳室の新設等を施工) 【今後の課題・方向性】 令和8年度は、冷暖房設備及び受水槽の更新、待合室(和室)の洋室化及びトイレの洋式化等の内部改修工事を引き続き行い、施設の長寿命化を図るとともに利用者の利便性向上に努める。	
評価結果	計画通りに内部改修事業を実施することができた。	

3		項 目 名		リンピアいなば運営管理業務	
年 度		令和7年度		担当課 環境衛生課	
会計名		事業の概要			
一般会計		【問合せ先】 施設管理係 0857-26-0596			
款 衛生費		【事業の概要】 可燃物処理施設「リンピアいなば」の安定的な運営管理を行い、可燃ごみの適正処理、有害物質の発生抑制、ごみ焼却時に発生する熱を利用した発電及び発電した電力の有効活用を図るとともに、施設見学者の受入れ・対応を行った。			
項 可燃物処理費					
目 ごみ処理施設管理費					
		(単位：千円)			
当初予算額		740,004			
補正予算額		0			
最終予算額		740,004			
本年度決算額		739,570			
区 分		金 額			
国庫支出金		0			
県支出金		0			
地方債		0			
その他		543,623			
市町普通負担金		195,947			
計		739,570			
その他財源の内訳					
可燃物処理手数料		269,113			
余剰電力売電収入		274,295			
磁性物売払収入		215			
(参考)					
前年度決算額		724,330			
評価結果		施設を適切かつ安定的に運営し、可燃ごみの適正処理を行うことができた。			

消防庁舎新築・改修事業		
4	項 目 名	
年 度	令和7年度	
会計名		
一般会計		
款	消防費	
項	消防費	
目	消防施設費	
		(単位：千円)
当初予算額	596,552	
補正予算額	△ 8,383	
最終予算額	588,169	
繰越明許費予算額		330,659
本年度決算額		257,510
区 分		金 額
財 源 内 訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	257,400
	その他	110
	市町普通負担金	0
計		257,510
その他財源の内訳		
市町特別負担金		110
		0
(参考)		
前年度決算額		189,840

事業の概要		担当課
【問合せ先】 管理係 0857-23-2434	消防総務課	
【事業の概要】 昭和56年以前の旧耐震基準で建築されている消防庁舎は、耐震性を表すIs値が基準以下であり、耐用年数に到達し老朽化が進行していること等の問題が生じていることから、消防庁舎整備基本方針に基づき新築事業を進めており、令和6年度時点で事業対象9施設のうち、5施設の事業を完了している。また、事業対象でない庁舎についても、建物・設備の老朽化が進んでいることから、計画的に修繕を実施している。		
【事業の成果】 ■八頭消防署若桜出張所整備事業 令和4年度 基本・実施設計 [決算] 29,480千円 令和6年度 新築工事・工事監理業務（1年目）、地盤変動調査 [決算] 119,731千円 令和7年度 工事監理業務（2年目） [決算] 5,600千円 新築工事・工事監理業務（2年目）（R8へ繰越） [繰越] 282,699千円 ■気高消防署整備事業 令和6年度 基本・実施設計、地質調査業務 [決算] 63,932千円 令和7年度 新築工事（建築・機械）・工事監理業務（1年目）、外構設計業務 [決算] 215,390千円 新築工事（電気）（R8へ繰越） [繰越] 47,960千円 ■鳥取消防署自家発電設備他改修事業 令和6年度 改修工事実施設計 [決算] 5,566千円 令和7年度 改修工事（1年目） [決算] 36,520千円 ■消防局・鳥取消防署外壁ドローン調査 令和6年度 [決算] 611千円		
【今後の課題・方向性】 引き続き、消防庁舎整備基本方針に基づき、適正に新築整備、庁舎改修を行う。		

評価結果	計画通りに庁舎整備事業が実施され、地域の防災拠点として継続的に管内地域の安全・安心の確保を果たすよう整備を図ることができた。
------	--

5	項目名	消防車両更新事業
年度	令和7年度	
会計名		消防総務課
一般会計		
款	消防費	
項	消防費	
目	消防施設費	
(単位：千円)		
当初予算額	279,940	
補正予算額	△ 21,960	
最終予算額	257,980	
本年度決算額		
257,966		
財源内訳	区分	金額
	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	257,900
	その他	0
	市町普通負担金	66
計		257,966
その他財源の内訳		
0		
0		
(参考)		
前年度決算額	263,615	

5	項目名	消防車両更新事業
年度	令和7年度	
事業の概要		【問合せ先】 管理係 0857-23-2434 【事業の概要】 長期間使用により老朽化した車両・資機材を年次計画に基づき更新するもの。 【事業の成果】 ■令和5年度 (償)災害対応特殊高規格救急自動車 (湖山消防署 1台) (償)災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 (湖山消防署 1台) (R5～R6) (償)災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (湖山消防署 1台) (R6へ繰越) ■令和6年度 (償)災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 (湖山消防署 1台) (R5～R6) (償)災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (岩美署及び八頭署 各1台) (R6～R7) (償)災害対応特殊高規格救急自動車 (若桜出張所 1台) (償)災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (湖山消防署 1台) (R5から繰越) ■令和7年度 (償)災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (岩美消防署及び八頭消防署 各1台) (R6～R7) (償)救助工作車Ⅲ型 (鳥取消防署 1台) (R7～R8) (償)災害対応特殊高規格救急自動車 (青谷出張所 1台) ■令和8年度 (償)救助工作車Ⅲ型 (鳥取消防署 1台) (R7～R8) 【今後の課題・方向性】 引き続き、消防車両等更新計画に基づき適正に更新整備を行う。
評価結果	計画通りに年度内に更新配備し、複雑多様化する各種災害に適切に対処するための資機材等を搭載するなど、効果的な更新整備が図ることができた。	

6	項 目 名	高機能消防指令センター整備事業	
年 度	令和7年度	担当課	情報指令課
会計名 一般会計 款 消防費 項 消防費 目 消防施設費		事業の概要 【問合せ先】 システム管理係 0857-29-6895 【事業の概要】 システムの老朽化、新たな通信インフラへの対応を目的として、令和5年度に事業着手した。令和8年3月18日に更新業務の完成検査、同月27日に支援業務の検査を完了し、令和8年4月1日から運用を開始した。 【事業の成果】 ■ 令和5年度 設計業務 [決算] 12,100千円 ■ 令和6年度 更新業務、支援業務 [決算] 0千円 (債務負担行為R6～R7) ■ 令和7年度 更新業務、支援業務 [決算] 更新業務 1,281,500千円、支援業務 11,044千円 (債務負担行為R6～R7) 【今後の課題・方向性】 新システムの安定的な運用を図るとともに、今後の通信技術やインフラ環境の変化を踏まえ、計画的な保守・更新を行い、長期的な安定運用を図る。	
(単位：千円) 当初予算額 1,292,544 補正予算額 0 最終予算額 1,292,544 本年度決算額 1,292,544			
区 分 金 額 国庫支出金 0 県支出金 0 地方債 1,292,500 その他 44 市町普通負担金 0 計 1,292,544			
その他財源の内訳 市町特別負担金 44			
(参考) 前年度決算額 0		評価結果 新たな通信インフラに対応するとともに、消防・救急活動に必要な通信指令機能の安定性・信頼性を確保し、地域住民の安心・安全の確保を図ることができた。	

7	項 目 名	広域観光推進事業（地域連携DMO補助金）	
年 度	令和7年度	担当課	
会計名		総務福祉課	
特別会計			
款	因幡振興事業費		
項	因幡振興事業費		
目	ふるさと振興事業費		
		事業の概要	
		【問合せ先】 庶務係 0857-20-0119	
		【事業の概要】 一般社団法人麒麟のまち観光局（地域連携DMO法人）の運営に要する経費（人件費を除く）を補助することにより、同法人の運営等を支援し、もって東部圏域の観光振興を図る。	
		【事業の成果】 一般社団法人麒麟のまち観光局への運営支援事業費補助 令和5年度 [決算] 2,244千円 DMO運営費決算（人件費、事務所家賃等） 38,560千円 令和6年度 [決算] 2,244千円 〃 48,976千円 令和7年度 [決算] 2,244千円 〃 56,933千円	
		（参考：同法人の実施事業） ・観光DX事業 観光顧客管理システム「このへん共和国」の会員数及び参画事業者数拡大 （令和8年3月末現在：会員数27,922人、参加店舗数：252店） ・インバウンド事業 訪日外国人旅行者を対象とした電子チケット型観光周遊チケット「楽しい鳥取パス」販売促進 （令和7年度販売実績：7,749枚販売） ・日本遺産関連事業 周遊モデルルートの造成 （日本遺産満喫海側コース、日本遺産満喫山側コース、日本遺産ショートコース）	
		【今後の課題・方向性】 東部圏域の観光振興を図るため、引き続き同法人への運営支援を行う。	
		評価結果	同法人への運営支援をもつて、東部圏域の観光振興を図ることができた。

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

「緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等の業務に従事した消防職員に対し支給される特殊勤務手当」の額の参考としている「人事院規則9－30（特殊勤務手当）第19条災害応急等作業手当」の額の改定に対応するため、鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の改正を行うものである。

2 改正する内容

緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等の業務に従事した消防職員に対する特殊勤務手当額を「1日につき1,080円」から「1日につき1,440円」に改定すること。（第5条第2項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例（平成16年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例 平成16年3月1日 条例第2号 第1条～第4条（略） （消防職員の特殊勤務手当） 第5条 消防職員の特殊勤務手当は、消防局又は消防署に勤務する消防職員が消防業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、次に定める額とする。 (1)～(7)（略） (8) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村（同法第28条において準用する場合を含む。）に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した消防職員 <u>1日につき1,440円</u> 3 （略） 第6条、第7条（略）	○鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例 平成16年3月1日 条例第2号 第1条～第4条（略） （消防職員の特殊勤務手当） 第5条 消防職員の特殊勤務手当は、消防局又は消防署に勤務する消防職員が消防業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、次に定める額とする。 (1)～(7)（略） (8) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村（同法第28条において準用する場合を含む。）に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した消防職員 <u>1日につき1,080円</u> 3 （略） 第6条、第7条（略）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

令和9年度から令和11年度までの期間において物価高騰に伴う廃棄物の処理に要する経費の上昇及び人口減少等に伴う廃棄物搬入量の減少が見込まれることから、不燃物処理手数料及び可燃物処理手数料の改定を行うためである。

2 改正する内容

- (1) 不燃物処理手数料の金額を390円/10kgから430円/10kgに改定すること。(別表2の項関係)
- (2) 可燃物処理手数料の金額を120円/10kgから150円/10kgに改定すること。(別表3の項関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- (2) 経過措置
改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

4 その他

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会における審議経過

区分	開催日	審議内容
第1回	令和8年5月26日（火）	・ 諮問 ・ 現行料金等について ・ 算定方針及び算定方法（案）について
第2回	令和8年6月30日（火）	・ 算定結果及び増減要因について
第3回	令和8年7月29日（水）	・ 答申（案）について
	令和8年8月25日（火）	・ 答申

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）新旧対照表

改正後		改正前	
○鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例		○鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例	
平成12年3月2日 条例第3号		平成12年3月2日 条例第3号	
第1条～第7条（略）		第1条～第7条（略）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
1（略）		1（略）	
2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき <u>430円</u>	2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき <u>390円</u>
3 可燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する可燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき <u>150円</u>	3 可燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する可燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき <u>120円</u>
4～24（略）		4～24（略）	
備考（略）		備考（略）	

1 不燃物処理手数料

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成１２年鳥取県東部広域行政管理組合条例第３号）別表第２項に定める不燃物処理手数料の金額は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

搬入物の重量１０キログラム（１０キログラムに満たない端数があるときは、１０キログラムとする。）につき４３０円

（参考）現行料金 ３９０円／１０キログラム

(2) 適用期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(3) 理由

不燃物処理手数料は、不燃物の処理に要する経費（実費相当額）に基づき算定することを基本とする。当該適用期間においては、物価高騰に伴い人件費、委託料及び修繕費等の増額が見込まれ、不燃物の処理に要する経費が上昇する一方、人口減少等に伴い不燃物搬入見込量が減少する見込みであることから、算定した処理手数料は現行の処理手数料を上回ることとなった。これらの状況を踏まえ、処理手数料を改定することが適当であると判断した。

2 可燃物処理手数料

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成１２年鳥取県東部広域行政管理組合条例第３号）別表第３項に定める可燃物処理手数料の金額は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

搬入物の重量１０キログラム（１０キログラムに満たない端数があるときは、１０キログラムとする。）につき１５０円

（参考）現行料金 １２０円／１０キログラム

(2) 適用期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(3) 理由

可燃物処理手数料は、可燃物の処理に要する経費（実費相当額）に基づき算定することを基本とする。当該適用期間においては、物価高騰に伴い委託料等の増額が見込まれ、可燃物の処理に要する経費が上昇する一方、人口減少等に伴い可燃物搬入見込量が減少する見込みであることから、算定した処理手数料は現行の処理手数料を上回ることとなった。これらの状況を踏まえ、処理手数料を改定することが適当であると判断した。

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

令和 9 年度から令和 11 年度までの期間において物価高騰に伴う維持管理費の上昇及び畜類等の火葬件数の減少が見込まれることから、因幡霊場の利用に係る料金の改定を行うためである。

2 改正する内容

因幡霊場の利用に係る料金を次のとおり改定すること。（別表関係）

区分	改正後		改正前	
	組織市町の住民	左記以外の住民	組織市町の住民	左記以外の住民
大人	26,000	57,000	25,000	55,000
人体の一部等	20,900	45,980	19,800	45,100
畜類	20,900	45,980	19,800	45,100

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 経過措置

改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

4 その他

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会における審議経過

区分	開催日	審議内容
第 1 回	令和 8 年 5 月 26 日（火）	・ 諮問 ・ 現行料金等について ・ 算定方針及び算定方法（案）について
第 2 回	令和 8 年 6 月 30 日（火）	・ 算定結果及び増減要因について
第 3 回	令和 8 年 7 月 29 日（水）	・ 答申（案）について
	令和 8 年 8 月 25 日（火）	・ 答申

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）新旧対照表

改正後						改正前					
○鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例						○鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例					
平成14年10月23日						平成14年10月23日					
条例第6号						条例第6号					
第1条～第16条（略）						第1条～第16条（略）					
別表（第7条関係）						別表（第7条関係）					
（単位：円）						（単位：円）					
区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考	区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人 体	大人	1体につき	26,000	57,000		人 体	大人	1体につき	25,000	55,000	
	小人	1体につき	16,000	35,000	満4歳以下		小人	1体につき	16,000	35,000	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000	35,000	妊娠4月以上の死産児		死胎	1胎につき	16,000	35,000	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000			改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000	
人体の一部等		1件につき	20,900	45,980	1件は10kgまで	人体の一部等		1件につき	19,800	45,100	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	20,900	45,980		畜類		1頭につき	19,800	45,100	

3 因幡霊場の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）別表に定める利用料金の金額は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

（単位：円）

区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人体	大人	1体につき	26,000	57,000	
	小人	1体につき	16,000	35,000	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000	35,000	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000	
人体の一部等		1件につき	20,900	45,980	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	20,900	45,980	

（参考）現行料金

（単位：円）

区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人体	大人	1体につき	25,000	55,000	
	小人	1体につき	16,000	35,000	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000	35,000	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000	
人体の一部等		1件につき	19,800	45,100	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	19,800	45,100	

(2) 適用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 理由

因幡霊場の利用料金は、組織市町の住民については維持管理費の8割を負担するものとし、組織市町以外の住民については、組織市町住民の利用料金に現行の比率である2.2を乗じて得た額を基本とする。

当該適用期間においては、物価高騰に伴い修繕費、燃料費等の増額が見込まれ、維持管理費が上昇する一方、畜類等の火葬件数が減少する見込みであることから、算定した利用料金は一部の区分において現行の利用料金を上回ることとなった。これらの状況を踏まえ、利用料金を改定することが適当であると判断した。

因幡霊場内部改修（機械）工事に係る工事請負契約の変更について

1 現契約内容

- 工事名称：因幡霊場内部改修（機械）工事
- 工 期：令和7年10月28日から令和9年2月19日まで
- 契約金額：金268,400,000円（税込）
- 契約業者：因幡霊場内部改修（機械）工事
鳥取ビルコン・エネトピアエンジニア特定建設工事共同企業体

2 主な変更内容

- 仮設受水槽の設置
本件工事で実施した受水槽の更新工事において、更新工事中の施設への給水に仮設受水槽の設置が必要となった。

3 変更契約金額

<変更後>契約金額 272,223,600円（増額 3,823,600円）

気高消防署新築（建築）工事に係る工事請負契約の変更について

1 現契約内容

- 工事名称：気高消防署新築（建築）工事
- 工期：令和7年10月28日から令和9年1月29日まで
- 契約金額：金433,840,000円（税込）
- 契約業者：気高消防署新築（建築）工事懸樋・大和特定建設工事共同企業体

2 主な変更内容

- インフレスライド（物価上昇）による増額

3 変更契約金額

＜変更後＞ 契約金額：金440,363,000円（税込）（増額：金6,523,000円）